

民法（明治29年4月27日／法89号／改正平成18法50）

★ 市民法の三大原則

- ① 所有権絶対
- ② 私的自治（契約自由）
- ③ 過失責任

第1編 総則

第1章 通則

第1条（信義則、権利濫用）

- ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- ②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- ③権利の濫用は、これを許さない。

★ ★要点★ ★

☆信義則の機能

- ① 規定の欠陥を補充する技術。
- ② 契約や法規を形式的に適用すると、妥当な結果を得られない場合に、妥当な結果を導く手段。
- ③ 権利を行使したり、義務を履行する際の根本原則に止まらず、契約解釈の基準となる。

注) いずれも重要な機能だが、第1条はあくまでも「伝家の宝刀」であり、他に手段の無い場合に限定して用いられるべきであると解されている。

判1 事情変更の法理。

契約締結時に当事者が予測しえなかった事情の変化が生じた場合、当事者に帰責事由がなくても契約の解除が認められる場合がある。

契約締結後、履行期までの間に、統制法令の施行等により、契約所定の代金額では、所定の履行期に契約の履行をすることができず、その後相当長期にわたり履行を延期せざるをえないだけでなく、契約が結局失効してしまうかもしれない事態が生じている場合に、当事者がなお長期にわたる不安定な契約の拘束から免れることができないとするならば、信義則に反することとなるから、

このような場合には、当事者はその一方的意思表示によって契約を解除することができる（大判昭 19・12・6）。国Ⅱ平成 12、国税平成 12

判 2 権利失効の法理。

解除権は消滅時効にかからなくとも解除権そのものが失効する場合がある。

権利の行使は、信義誠実にこれをなすことを要し、その濫用の許されないことはいうまでもないので、解除権を有する者が、久しきにわたりこれを行使せず、相手方においてその権利はもはや行使されないものと信頼すべき正当の事由を有するに至ったため、その後これを行使することが信義誠実に反すると認められるような特段の事由がある場合には、もはや当該解除は許されない（昭 30・11・22）。国Ⅱ平成 6

判 3 期待権、信頼利益保護の法理。

契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由として損害賠償を認めることができる場合がある。

契約締結に至らない場合でも、当該契約の実現を目的とする準備行為当事者間ですでに生じている契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任として、相手方が当該契約が有効に成立するものと信じたことによって被った損害（信頼利益）の損害賠償を認めるのが相当である（最判昭 59・9・18）。

判 4 信義則上の付随義務。

貸金業者は債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、特段の事情のない限り、信義則上開示すべき義務を負う。

貸金業法は、罰則をもって貸金業者に業務帳簿の作成・備え付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける債務者の利益の保護を図るとともに、債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済をめぐる紛争も含めて貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決する

ことを図ったものである。そして、以上のような貸金業法の趣旨に加えて、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、さらに弁済を求められてこれに 응ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するというべきである(最判平 17・7・19)。

☆権利の濫用

権利の濫用とは、外形上は権利行使だが、具体的実質的に見ると権利の社会性に反し、権利の行使を認められない場合をいう。

※権利の社会性とは、私権はその内容や行使方法が社会全体の利益（公共の福祉）と調和するものでなければならないとされている。

☆審査基準

- ①権利行使によって得られる利益と、その利益の実現に必要な社会的費用との比較衡量。
- ②権利行使者の主観的意図

判5 所有権が侵害されてもこれによる損失が軽微であり、しかもこれを除去することが著しく困難で莫大な費用を要するような場合に、不当な利益を獲得する目的でその除去を求めるのは、社会観念上所有権の目的に違背しその機能として許されない範囲を超えるものとして、権利の濫用にほかならないので、この侵害を排除することはできない<宇奈月温泉事件>(大判昭 10・10・5)。国 I

平成 6、地方上級昭和 58

判 6 権利の行使といえども法律で認められた適当な範囲内であることを要するから、権利を行使する場合において、故意または過失により適当な範囲を超え、失当な方法で行ったために他人の権利を侵害したときは、侵害の程度において、不法行為が成立する。そして、ここに適当な範囲とは、社会的共同生活をする者の間において、1人の行為が他人に不利益を及ぼすことは免れないのであり、この場合において常に権利の侵害があるのではなく、他人は共同生活の必要上、これを認容しなければならないが、その行為が社会観念上、被害者において認容することができる程度を超えたときは、権利行使が適当な範囲にあるものとはいえず、不法行為になる。〈信玄公旗掛松事件〉（大判大 8・3・3）地方上級昭和 58

判 7 自動車事故により傷害を受けた者が、将来営業活動不能による損害賠償を命ずる確定判決を得た後、負傷が快癒し、電話を引くなどして堂々と営業している反面、加害者がその賠償債務の負担を苦にして自殺するなどの事故があったにもかかわらず、当該判決確定後 5 年を経て、加害者の相続人である父母に対し強制執行する等の事情があったとすれば、当該強制執行は権利の濫用にあたる(最判昭 37・5・24)。国 II 平成 6

判 8 旧建物保護法 1 条[現借地借家法 10 条]の要件が存在しないため対抗力のない土地賃借権者に対して、土地所有権の取得者が建物収去土地明渡請求をすることが権利の濫用となる場合でも、当該土地所有権の取得者は、土地の違法占有を理由に土地賃借権者に対し、損害賠償を請求することができる(最判昭 43・9・3)。国 II 平成 6

判 9 建築基準法違反の建築によって隣家の居宅の日照、通風を妨害するに至った場合、当該建築行為は権利の濫用として違法性を帯び、不法行為責任を負う。南側家屋の建築が北側家屋の日照、通風を妨げた場合は、それだけで直ちに不法行為は成立しない。しかし、

全ての権利の行使は、その態様ないし結果において、社会観念上と認められる範囲内でのみこれをなすことを要するのであって、利者の行為が社会的妥当性を欠き、これによって生じた損害が、社会生活上一般的に被害者において認容するを相当とする程度を超えたと認められるときは、その権利の行使は社会観念上妥当な範囲を逸脱したものというべく、いわゆる権利の濫用にわたるものであって、違法性を帯び、不法行為の責任を生じさせる(最判昭 47・6・27)。国Ⅱ平成 6

☆自力救済

判 10 自力救済は例外的に認められる場合がある。

自力救済の行使は、原則として法の禁止するところであるが、法律の定める手続によったのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能または著しく困難と認められる緊急やむをえない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許される(最判昭 40・12・7)。国Ⅱ平成 3

第 2 条 (解釈の基準)

この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第 2 章 人

第 1 節 権利能力

第 3 条 (権利能力の平等原則)

①私権の享有は、出生に始まる。

②外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

判 1 胎児に法定代理人を置くことはできない。

胎児は、祖父が会社と和解交渉をした際には、いまだ出生しておらず、母親の胎内にいたのであり、民法は胎児は損害賠償請求権に

つきすでに生まれたものとみなすが、これは胎児が不法行為があった後に生きて生まれた場合に、不法行為による損害賠償請求権の取得については、出生の時に遡って権利能力があったものとみなすにとどまり、胎児に対し当該請求権を出生前に処分することのできる能力を与える趣旨ではなく、また、仮にこのような能力を有するとしても、わが民法上出生以前にその処分行為を代行すべき機関に関する規定がないから、祖父の和解交渉が、胎児を代理した有効な処分であると認めることはできない。＜阪神電鉄事件＞（大判昭7・10・6）国I平成1，地方上級平成9・5・昭和62

第2節 行為能力

☆意思能力

判1 意思無能力者であっても、納付すべき相続税額がある以上、法定代理人又は後見人の有無にかかわらず申告書の提出義務は発生しているが、法定代理人又は後見人がないときは、その期限は到来しない。（最判平18・7・14）。

第4条（成年）

年齢20歳をもって、成年とする。

第5条（未成年者の法律行為）

①未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

②前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

③第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

第6条（未成年者の営業の許可）

①一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

②前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第7条（後見開始の審判）

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、抽豹監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

第8条（成年被後見人及び成年後見人）

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

第9条（成年被後見人の法律行為）

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

判1 成年被後見人等の制限能力者の法律行為は取り消せるだけではなく、意思無能力であれば無効にできる。

法律が成年被後見人等制限能力者を特定し、その行為の取消しを許したのは、制限能力者の利益を保護するために意思の欠缺の事実を証明せずに、取り消すことができるものとしたのであって、これら制限能力者でない者の行為が絶対にその効力を有する趣旨ではない。それ故、たとえば、前の行為であっても、事実上意思能力を有しないときは、その行為は無効であり、また、これと同様に後見開始の審判中になした行為であっても、全く意思能力を有していない事実があるときには、取消し意思表示をすることなく、当然無効である(大判明 38・5・11)。地上平 1、裁 II 平 14

第10条（後見開始の審判の取消し）

第7条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、

配偶者，4親等内の親族，後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。），後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により，後見開始の審判を取り消さなければならない。

第11条（保佐開始の審判）

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については，家庭裁判所は，本人，配偶者，4親等内の親族，後見人，後見監督人，補助人，補助監督人又は検察官の請求により，保佐開始の審判をすることができる。ただし，第7条に規定する原因がある者については，この限りでない。

第12条（被保佐人及び保佐人）

保佐開始の審判を受けた者は，被保佐人とし，これに保佐人を付する。

判1 裁判所は心神耗弱者であれば必ず被保佐人の宣告をしなければならない。心神耗弱者は精神の力が薄弱で，利害の判断をする能力に欠けるところがあるため，法律で被保佐人として保護する必要がある。したがって，心神耗弱者に対しては，耗弱の程度のいかんを問わず，必ず被保佐人の宣告をすることが当然であり，その間，被保佐人宣告をしない余地はない（大判大11・8・4）。国I昭62，地方上級昭和55

第13条（保佐人の同意を要する行為等）

①被保佐人が次に掲げる行為をするには，その保佐人の同意を得なければならない。ただし，第9条ただし書に規定する行為については，この限りでない。

- 1 元本を領収し，又は利用すること。
- 2 借財又は保証をすること。
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 4 訴訟行為をすること。

- 5 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 9 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。

~~~~~

（参考）

602 条（短期賃貸借）処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。

- 1 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 10 年
- 2 前号以外の土地の賃貸借 5 年
- 3 建物の賃貸借 3 年
- 4 動産の賃貸借 6 ヶ月

~~~~~

②家庭裁判所は、第 11 条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

③保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

④保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

判 1 被補佐人が法律行為を確定するにあたっては事後の同意でも有効である。

被保佐人がその宣告の取消し以前に取り消しうべき法律行為の追

認をするにあたり、保佐人の同意を必要とするのは、制限能力者保護の精神にあるのであって、必ずしも追認前もしくはこれと同時にその同意を得なければならないわけではなく、追認の後に保佐人が同意を与えても害はなく、十分制限能力者保護の目的を達成することができる（大判大 5・2・2）。国Ⅱ昭和 57

判 2 電話加入権の譲渡は、重要な動産に関する権利の喪失を目的とする行為にあたる。

民法 13 条 1 項 3 号所掲の「重要な財産に関する権利」とは、動産を目的とする権利のみならず、動産の取得を目的とする権利をも包含する。したがって、電話利用権（電話加入権）のように 1 つの債権で財産的価値のあるものについても、「重要な財産に関する権利」に包含される（大判昭 9・5・5）。国Ⅱ昭和 52

第 14 条（保佐開始の審判等の取消し）

①第 11 条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

②家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第 2 項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第 15 条（補助開始の審判）

①精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第 7 条又は第 11 条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

②本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

③補助開始の審判は、第 17 条第 1 項の審判又は第 876 条の 9 第 1 項の審判とともにしなければならない。

第 16 条（被補助人及び補助人）

補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

第 17 条（補助人の同意を要する旨の審判等）

①家庭裁判所は、第 15 条第 1 項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第 13 条第 1 項に規定する行為の一部に限る。

②本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

③補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

④補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

第 18 条（補助開始の審判等の取消し）

①第 15 条第 1 項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

②家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第 1 項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

③前条第 1 項の審判及び第 876 条の 9 第 1 項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、抽助開始の審判を取り消さなければならない。

第 19 条（審判相互の関係）

①後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開

始の審判を取り消さなければならない。

②前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

第 20 条（制限行為能力者の相手方の催告権）

①制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、1 箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

②制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

③特別の方式を要する行為については、前 2 項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

④制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人に対しては、第 1 項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

第 21 条（制限行為能力者の詐術）

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

判 1 制限能力者が仲介人に詐術を用いたが、その効果が相手方に

及ばなかった場合、民法 21 条の適用はない。

制限能力者が仲介人に対して自己が能力者であると信じさせるため詐術を用いたが、その詐術の効果が当該仲介人を通して法律行為の相手方に及ばない場合には、民法 21 条の適用はない。(大判昭 2・5・24)。国 I 昭 62

判 2 制限能力者であることを黙秘していた場合、単に黙秘してただけでは、詐術に該当しないが、他の言動と相まって誤信させる故意が認められれば詐術にあたる。

民法 21 条にいう「詐術を用いたとき」とは、制限能力者が能力者であることを誤信させるために、相手方に対し積極的術策を用いた場合に限るものではなく、制限能力者がふつうに人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、または誤信を強めた場合をも包含する。したがって、制限能力者であることを黙秘していた場合でも、それが、制限能力者の他の言動などと相俟って、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、なお詐術にあたるが、単に制限能力者であることを黙秘してただけでは、民法 21 条にいう詐術にあたらない。そして、詐術にあたるとするためには、制限能力者が能力者であることを信じさせる目的をもってしたことを要する(最判昭 44・2・13)。国 I 平成 12・昭和 57・55、国税平成 14・5

★ 論証 1 「制限能力者の詐術」

制限能力者であることを黙秘している場合にも、20 条の「詐術」にあたるか、「詐術」の具体的内容が問題となる。

今日においては取引安全の要請が強い点に鑑み、「詐術」の概念を広く解釈すべきである。

とすれば、「詐術」とは、制限能力者が積極的術策を用いた場合のみならず、普通に人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘発し、または誤信を強めた場合を含むと解する。

そして、単に制限能力者であることを黙秘してただけでは、「詐術」にはあたらないが、それが他の言動などと相まって相手方を誤信させ、または誤信を強めた場合には、「詐術」にあたるものと解する(判例同旨)。以上

第3節 住所

第22条（住所）

各人の生活の本拠をその者の住所とする。

判1 国が郷里から仕送りを受けている学生の公職選挙法上の住所を学生の下宿などの住所地ではなく、一律に親の住所とする取扱いをすることは、違法である（最大判昭29・10・20）。国Ⅱ平成9

判2 公職選挙法が住所を選挙権の要件とする場合の住所は、私生活面の住所、事業活動面の住所などとは分離して考えるべきではない。公職選挙法および地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所をもつ者に対し当該地方公共団体の政治に参加する権利を与えるためであって、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をその者の住所と解すべきであり、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきではない（最判昭35・3・22）。国Ⅱ平成9

第23条（居所）

①住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

②日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。

ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

第24条（仮住所）

ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第4節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

第25条（不在者の財産の管理）

①従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

②前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

第 26 条（管理人の改任）

不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

第 27 条（管理人の職務）

①前 2 条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

②不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

③前 2 項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

第 28 条（管理人の権限）

管理人は、第 103 条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。

不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

第 29 条（管理人の担保提供及び報酬）

①家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

②家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。